

報道関係者各位

令和8年 7月24日

「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中間見直し（案）に係るパブリック・コメントの実施について

「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中間見直し（案）に係るパブリック・コメントにつきまして、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

1 概要

- ・舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき、本市の一般廃棄物処理に係る基本的事項や方針を定める計画であり、計画期間（令和3年度～令和12年度）の中間年にあたり、施策の進捗や情勢の変化等をふまえ、後期に向けた中間見直しを行うものです。
- ・舞鶴市廃棄物減量等推進審議会からの答申に基づき、計画の中間見直し（案）を作成しましたので、舞鶴市パブリック・コメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき意見を募集いたします。

2 計画中間見直し（案）及び概要

別添のとおり

3 募集期間

令和8年8月1日（土）～ 令和8年8月31日（月）

4 公表場所

生活環境課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、大浦・城南会館、まなびあむ、東・西図書館
市ホームページにも掲載。

5 意見提出方法

様式は自由。住所、氏名、電話番号を記載し、「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し（案）に対する意見」と明記し、郵送、持参、ファックス、市ホームページ問い合わせフォームのいずれかの方法で生活環境課に提出して下さい。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

6 提出意見の取り扱い

提出された意見などを考慮して、最終案を作成します。

また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します（氏名などは公表しません）。

7 担当窓口 舞鶴市 市民環境部 生活環境課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

TEL：0773-66-1005 FAX：0773-62-9891

メール：kankyou@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市 市民環境部 生活環境課（担当：有田、吉田、谷口）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

[TEL: 0773-66-1005](tel:0773-66-1005)、[FAX: 0773-62-9891](tel:0773-62-9891)

E-mail: kankyou@city.maizuru.lg.jp



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。